

スマホが便利！e-Tax申告



案内に沿って金額などを入力するだけ

国税庁 HP の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Tax による送信ができます。

用意するもの／

- ・マイナンバーカード(暗証番号が必要)
- ・スマートフォン(マイナンバーカードの読み取りに対応しているもの)



▲確定申告書等作成コーナー

e-Tax に挑戦してみませんか？

マイナンバーカードとスマートフォンを使った確定申告書作成補助などを行います。

とき／2月3日(火)～5日(木)9時～12時、14時～17時 各回1時間

ところ／税務課(伊豆長岡庁舎)

申込／1月6日(火)12時～QRから



事前予約が便利！

確定申告相談会



申告会場の混雑緩和のため、本年度から相談日時の**事前予約**ができます。



▲予約

相談会実施日(○印)

日	月	火	水	木	金	土
2/15	16	(17)	(18)	(19)	(20)	21
22	23	(24)	(25)	(26)	(27)	28
3/1	2	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
8	9	(10)	(11)	(12)	(13)	14

受付・申請書作成時間

	来場受付	申請書作成
午前の部	8時30分～11時	9時～
午後の部	8時30分～16時	13時～

※人数制限がありますのでご注意ください。



▲市HP

市では、青色申告、譲渡所得(不動産・株式など)、贈与税、消費税および地方消費税の申告相談はできません。三島税務署の申告会場をご利用ください。

持ち物

- マイナンバーカード
- 所得金額のわかる給与、公的年金などの源泉徴収票(扶養親族分含む)
- 事業、農業、不動産の収支内訳書、配当の支払調書など
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の証明書(医療費通知)
- 社会保険料の納付額が分かるもの、生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、寄附金など各種控除証明書類
- 本人名義の口座番号がわかるもの
- 令和6年分の確定申告書、収支内訳書の控えなど

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」はあらかじめ作成が必要です。

税務署での相談・申告については、6ページをご覧ください。

令和7年分

所得税の確定申告

税務課 ☎055-948-2918

確定申告
必要なのかな...



申告
期間

2月16日(月)～3月16日(月)

申告が必要な人



確定申告が必要な人(例)

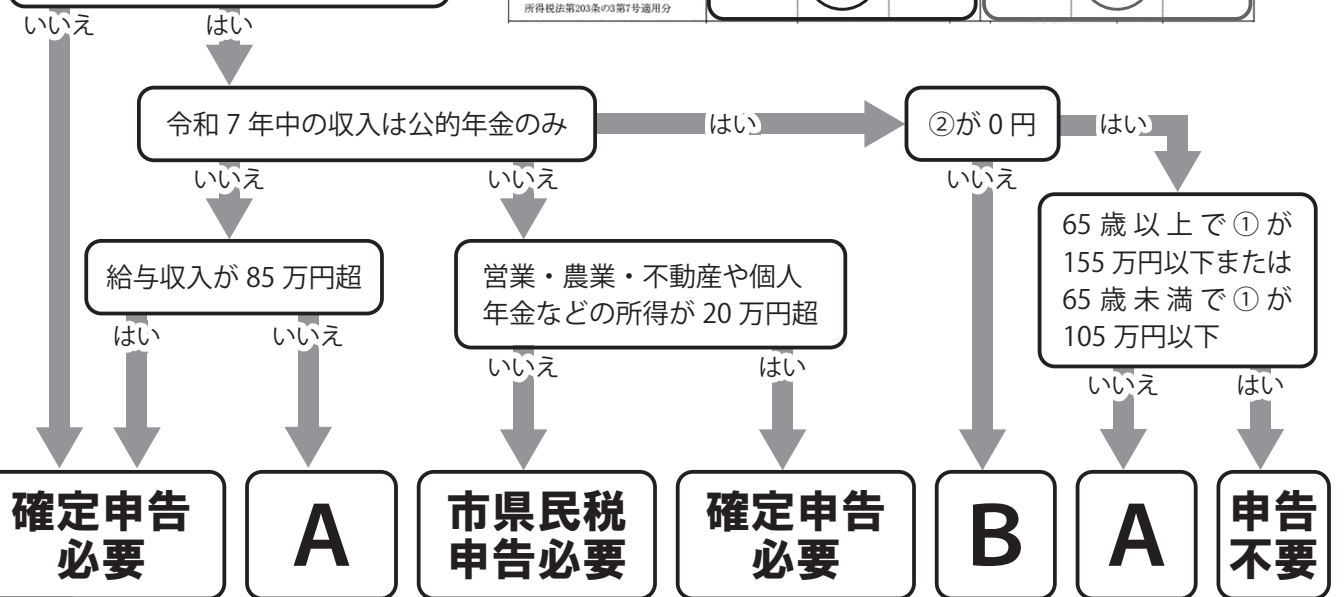
- 営業所得、農業所得、不動産所得があった人
- 2カ所以上から給与を受けた人
- 給与や公的年金以外の所得が20万円を超えた人
- 公的年金収入の合計が400万円を超えた人
- 年末調整を受けなかった人 など

市県民税申告が必要な人(例)

- 給与や公的年金以外に20万円以下の所得があった人
- ※必要はなくても申告した方が良い場合もあります。詳しくは問い合わせください。
- ※令和7年度(令和6年分)の市・県民税の申告をした人には、1月中に申告用紙を送付します。同封の手引きを確認し、記載した申告書は必要書類と合わせて税務課に提出してください。

公的年金収入の場合の早見表

①が400万円以下
※公的年金の源泉徴収票が2枚以上ある場合、合計額



令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所(フリガナ)	氏名	生年月日	区分	支払金額	源泉徴収額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				1		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分				2		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分						
所得税法第203条の3第7号適用分						

なるほど！



A 市県民税申告で医療費などの控除を申告すれば、市県民税を減らせる場合があります。

B 確定申告で医療費などの控除を申告すれば、②の一部または全額が還付される場合があります。